

『教えて、BUN先生』

vol.4

「BUN先生」こと長岡文明先生



第四回 一般廃棄物と産業廃棄物

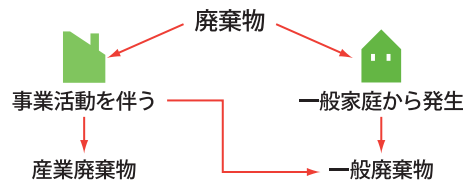


LISA

皆さん、こんにちは。前回までに「物は有価物と廃棄物に分かれる。」さらに「廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分かれる。」法律では、まず「産業廃棄物を決め、それ以外は一般廃棄物としている。」「日常生活に伴って生ずるのが一般廃棄物で、事業活動に伴って生ずるのが産業廃棄物としたいところであるが、事業活動に伴って生じた廃棄物であっても、産業廃棄物とはならず、一般廃棄物に分類される物があるので注意する必要がある。」ってとこまで勉強しました。今日はその続きね。じゃ、先生、お願いします。

はいはい、さらに一般廃棄物は（普通の）一般廃棄物と特別管理一般廃棄物に分かれ、産業廃棄物は（普通の）産業廃棄物と特別管理産業廃棄物に分かれる。「特別管理」とは、「扱いに注意を要する」というイメージである。感染性がある物、燃え易い物、強酸・強アルカリ、毒物等の廃棄物である。ってことになるんだけど、特管物の話になると、一気にレベルが上がっちゃうので、その前に、しっかりと産業廃棄物を覚えることにしましょう。

BUN



LISA

繰り返すけど、ここ初心者が特につまずくところなんで、特に注意でしたね。「産業廃棄物」は、「事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、廃棄物の発生量やその物の性質から法及び政令で定めるものをいい、これに該当しない廃棄物は一般廃棄物として取扱う。」さらに、「一般廃棄物は排出者により生活系一般廃棄物と事業系一般廃棄物に分けられる。」すなわち、「事業活動に伴って排出された廃棄物でも、一般廃棄物となる物（種類）があり、これを事業系一般廃棄物と呼んでいる。」ってことでしたね。

そのとおり。じゃ、いよいよ、産業廃棄物について詳しく見ていこうか。次の表を見て下さい。この表は、法律と政令に規定していることを、簡単にまとめてみたものです。

BUN



表 産業廃棄物の種類と指定業種

番号	名称	業種指定の有無	指定業種等
1	燃え殻	無し	—
2	汚泥	無し	—
3	廃油	無し	—
4	廃酸	無し	—
5	廃アルカリ	無し	—
6	ゴムくず	無し	—
7	金属くず	無し	—
8	ガラスくず及び陶磁器くず	無し	—
9	鋳さい	無し	—
10	廃プラスチック類	無し	—

番号	名称	業種指定の有無	指定業種等
11	がれき類	無し	—
12	紙くず	有り	建設業、パルプ、紙または紙加工品の製造業、新聞業、製本業及び印刷物加工業等
13	木くず	有り	建設業、木材又は木製品の製造業、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業等
14	繊維くず	有り	建設業、繊維工業
15	動植物性残渣	有り	食品製造業、医薬品製造業又は香料製造業
16	動物のふん尿	有り	畜産農業
17	動物の死体	有り	畜産農業
18	ばいじん	有り	備考：集じん施設によって集められたもの等
19	動物系不要固形物	有り	と畜場等
20	処理物	有り	備考：廃棄物を処分するために処理したもの

BUN

まず、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油などとはどのような業種から排出されても産業廃棄物となります。
ところが、紙くずや木くず、繊維くず、動物の死体などは特定の業種から排出された場合しか産業廃棄物とはなりません。



LISA

ええと・・・。例えば「紙くず」は、紙製品製造業（他数業種）から排出される場合は、産業廃棄物となるけど、それ以外の業種（サービス業等）から排出される場合は、一般廃棄物（事業系一般廃棄物）となるってことですね。

そのとおり。法令で規定した言葉ではないんだけど、この産廃となる業種を「指定業種」と呼んでいるね。ただ、ここでちょっと注意事項。実は、この「指定業種」というのは厳密に言えば「指定排出形態」と言った方が正確。ただ、その排出形態のほとんどが、「業種」で規定していることから、昔から「指定業種」って呼んでいるんだね。

BUN



LISA

「業種」以外の指定ってどんなものがあるんですか？

たとえば、表にも書いておいたけど、「ばいじん」は「業種」ではなく、「集じん施設によって集められたもの」という条件なので、どんな業種から排出されようと「集じん施設によって集められたもの」なら産業廃棄物になります。

BUN



LISA

センス、すみません。そもそも「ばいじん」ってなんなんですか？

一般人にはあまり馴染みがない言葉かもしれませんがね。漢字で書くと「煤塵」と表し、これだとわかると思うけど、「すす、ちり」です。物を燃やしたとき出る黒いすす。それを「ばいじん」と言うんだけど、ただの「すす」は産業廃棄物にならない。あくまでも「集じん施設によって集められたもの」が産業廃棄物。

BUN



LISA

さらに質問。「集じん施設によって集められたもの」っていうのは？

物を焼却すれば、煙が出る。その煙が大量で、質が悪ければ大気汚染につながる。だから、現在の日本では大気汚染防止法などの規定で、ボイラーや廃棄物焼却炉には「ばいじん」「すす」を集める装置を設置しなければならないんだ。専門用語になるけど、バグフィルターやサイクロン、EP、スクラバーといった「集塵施設」だね。この装置で集められた「すす」が、産業廃棄物としての「ばいじん」だね。だから、お父さんが吸ったタバコの「煤」なんかはこれには該当しないよ。

BUN



LISA

ふ～ん。その他に「業種」ではない規定はどんなのがありますか？

紙くず、木くず、繊維くずはPCBが染み込んだ物は業種を問わず産業廃棄物となるし、木製パレットも20年4月から業種を問わず産業廃棄物となっている。また、輸入される廃棄物は発生源や種類を問わず、産業廃棄物となる等の規定があるよ。

BUN



LISA

業種ではない指定の仕方も結構あるんですね。

まあ、そうだけど、入門の人はとりあえず「指定業種」って覚えていいんじゃないかな。



LISA

ところで、産業廃棄物は「事業活動を伴って」って形容詞が付くから、事業活動を伴わずに発生する産業廃棄物はないって意味はわかったけど、「事業活動を伴わない」ってパターンは「家庭生活」だけなんですか？

するどいところ突いてきたね。これについては、ちょっと入門のレベルを超えるけど、次回、説明してみようか。



BUN先生の今回のまとめ

- 家庭生活から出る廃棄物は、一般廃棄物である。→「生活系一般廃棄物」
- 事業活動を伴わずに発生する産業廃棄物はない。
- 事業活動に伴って発生しても一般廃棄物となる「物」がある。
→「事業系一般廃棄物」
- 法律上の定義は産業廃棄物を決めておき、「それ以外は一般廃棄物」と規定している。(第2条第2項)



Summary

今回の練習問題

建設現場で、作業員の人たちが休憩時間に飲んで出てくる「お茶殻」は、**産業廃棄物**でしょうか？**一般廃棄物**でしょうか？

答えは次回のメルマガで(^-^)/

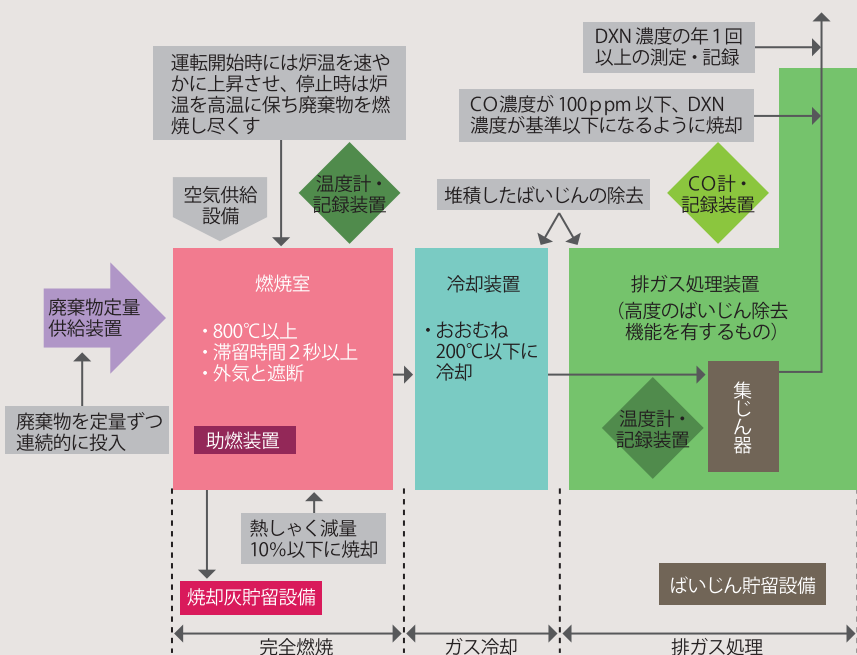
前回の問題の解答

Q

事業活動を伴わずに発生する産業廃棄物はない。○か×か。

A

答えは○



図は振興センターテキストから

ちなみに、第3回でBUN先生がりさちゃんに出した質問、「動物園の象さんのうんちは一般廃棄物でしょうか？産業廃棄物でしょうか？」はわかりましたか？「象さんのうんち」は産業廃棄物20種類の区分で言えば「動物のふん尿」に該当する訳ですが、「動物のふん尿」が産業廃棄物に該当する業種は畜産農業に限定されています。「動物園」の業種は、日本産業分類で調べますと、「教育学習支援業」という業種であり、「畜産農業」ではありません。よっていくら事業活動を伴って発生した「動物のふん尿」であっても、「動物園の象さんのうんちは一般廃棄物」となります。「象のうんち」に関わる人は少ないと思いますが、このように、まず「物は何に該当するか？」次に、「それを排出している業種は何か？」を確認してはじめて一般廃棄物か産業廃棄物かの区別が着くという極端な例を出してみました。